7　一方の締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国及び当該領域における滞在について、当該他方の締約国が要求する保安規定を遵守すること並びに航空機を保護し、並びに旅客、乗組員、これらの者の手荷物及び機内持込手荷物並びに貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、適当な措置をとることに同意する。また、一方の締約国は、特定の脅迫行為に対処するための特別の保安措置を求める他方の締約国からのいずれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

8　民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は旅客、乗組員、航空機、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるため、連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

9　一方の締約国の航空当局は、他方の締約国がこの部の航空保安規定から逸脱したと信ずるに足りる合理的な理由を当該一方の締約国が有する場合には、当該他方の締約国の航空当局に対して直ちに協議を要請することができる。当該要請の日から十五日以内に満足する解決が得られなかったことは、当該他方の締約国の一又は二以上の航空企業に対して運営許可及び技術的な許可を与えず、取り消し、停止し、若しくは制限し、又はこれらの許可に条件を付するための根拠となる。緊急事態により必要とされる場合には、当該一方の締約国は、十五日の期間が満了する前に暫定措置をとることができる。

第六部　商業上の機会

次の規定は、千九百五十二年の協定を実施するための二千十年の了解覚書に従って運営されるすべての業務について適用する。

1　一方の締約国の航空企業は、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国の領域内において、航空運送について販売促進及び販売のために事務所を設置することができる。

2　一方の締約国の航空企業は、入国、居住及び雇用に関連する他方の締約国の法令に従って、当該他方の締約国の領域内に管理職員、販売のための職員、技術職員、運航職員その他航空運送の提供に必要な専門職員を派遣し、及び置くことができる。

3　各航空企業は、他方の締約国の領域内において自ら地上取扱業務を行う（以下「セルフ・ハンドリング」という。）権利又は、当該航空企業の任意により、当該地上取扱業務の全部若しくは一部のために競合する代理業者の中から代理業者を選択する権利を有する。これらの権利は、空港の安全に対する考慮から生ずる物理的な制約に従うことのみを条件とする。当該考慮によりセルフ・ハンドリングが排除される場合には、地上取扱業務は、すべての航空企業に対して平等に提供されるものとし、料金は、提供された業務に係る費用に基づくものとし、及び当該地上取扱業務は、セルフ・ハンドリングが可能な場合における業務と同等の種類及び質のものとする。

4　一方の締約国の航空企業は、他方の締約国の領域内において、直接に及び当該航空企業の裁量によりその代理人を通じて、航空運送について販売することができる。当該一方の締約国の航空企業は、当該他方の締約国の領域における通貨で当該航空運送について販売する権利を有するものとし、いかなる者も、当該他方の締約国の領域における通貨で当該航空運送について自由に購入することができるものとする。さらに、当該一方の締約国の航空企業は、通貨に関する当該他方の締約国の法令に従い、自由に交換可能な通貨で当該航空運送について販売する権利を有するものとし、いかなる者も、通貨に関する当該他方の締約国の法令に従い、自由に交換可能な通貨で当該航空運送について自由に購入することができるものとする。

5　各航空企業は、現地における支出額を超える現地における収益を両替し、当該航空企業の属する締約国及び、関係法令に抵触しない限り、必要に応じて、自己が選択する一又は二以上の他の国に送金することを許される。両替及び送金は、当該航空企業が送金のための最初の申請を行う日における取引及び送金に適用可能な為替換算率により、制限又は課税されることなく速やかに許される。

6　一方の締約国の航空企業は、他方の締約国の領域内において、燃料の購入を含む現地経費を現地通貨で支払うことを許される。一方の締約国の航空企業は、その裁量により、他方の締約国の領域内において、通貨に関する現地の法令に従い、自由に交換可能な通貨で当該経費を支払うことができる。

第七部　共同販売取決め及び複合的な貨物運送業務

次の規定は、千九百五十二年の協定を実施するための二千十年の了解覚書に従って運営されるすべての業務について適用する。

1　千九百五十二年の協定を実施するための二千十年の了解覚書に基づいて認められた業務を運営し、又は提供するに当たり、締約国のいずれの航空企業も、共同販売取決め（例えば、スペースブロック、コードシェア）又はリースのための取決めを次の航空企業との間で行うことができる。

a　いずれかの締約国の一又は二以上の航空企業

b　第三国の一又は二以上の航空企業

ただし、そのような取決めに参加するすべての航空企業が、両締約国の法令の下で、(i)適当な権益を有し、かつ、(ii)そのような取決めに通常適用される要件を満たすことを条件とする。

2　両締約国の航空企業及び航空貨物運送の間接的な提供者は、制限を受けることなく、両締約国又は第三国の領域内の地点への又は当該地点からの貨物（税関の施設を有するすべての空港への及び当該すべての空港からのものを含む。）について国際航空運送に関連して平面路による運送を利用すること及び関係法令に基づき保税の貨物を運送することを許される。これらの貨物については、平面路による移動であるか航空路による移動であるかを問わず、空港における税関の手続及び施設を利用することができるものとする。航空企業は、自ら平面路の運送を行うこと又は他の平面路の運送人との取決めにより平面路の運送（他の航空企業及び航空貨物運送の間接的な提供者が運営するものを含む。）を提供することを選択することができる。そのような複合的な貨物運送業務は、その運送に関する事実を荷送人に誤認させないことを条件として、航空路及び平面路の運送を組み合わせたものについての単一の通し価格で提供することができる。

3　締約国の領域における航空企業の業務に関して、2の規定に基づき平面路の運送を運営するいかなる企業も、当該締約国の運送業に適用される無差別の法令に従う。

第八部　利用料

次の規定は、千九百五十二年の協定を実施するための二千十年の了解覚書に従って運営されるすべての業務について適用する。

1　一方の締約国において料金を課する権限のある当局又は団体によって他方の締約国の航空企業に課される利用料は、公正かつ合理的なものとし、不当に差別的であってはならず、また、各種の利用者の間で公平に割り当てられるものとする。当該利用料は、いかなる場合にも、当該利用料が課される時点でその他の航空企業に与えられる最も有利な条件よりも不利でない条件で他方の締約国の航空企業に課する。

2　他方の締約国の航空企業に課される利用料には、料金を課する権限のある当局又は団体が空港において又は空港運営機構内で空港、空港の環境、航空管制及び航空保安のための適当な施設及び業務を提供するためのすべての費用を反映することができるが、当該費用を超えてはならない。ただし、当該利用料には、減価償却の後の資産についての合理的な対価を含めることができる。料金を課する対象となる施設及び業務は、効率的かつ経済的な基礎の上に提供される。

3　各締約国は、自国の領域内において料金を課する権限のある当局又は団体と2に規定する施設及び業務を利用する航空企業又は当該航空企業を代表する団体との間の協議を奨励し、並びに当該料金を課する権限のある当局又は団体と当該航空企業又は当該航空企業を代表する団体との間で1及び2に定める原則に基づく利用料の合理性に関する正確な見直しを可能とするために必要な情報を交換することを奨励する。各締約国は、当該航空企業又は当該航空企業を代表する団体が利用料の変更前に自己の見解を表明することを可能とするため、当該料金を課する権限のある当局が、当該航空企業又は当該航空企業を代表する団体に対して、利用料の変更に関するすべての提案について合理的な通知を行うことを奨励する。

第九部　公正な競争

千九百五十二年の協定第十条から第十二条までの規定の適用に関する次の手続は、千九百五十二年の協定を実施するための二千十年の了解覚書に従って運営されるすべての業務について適用する。

1　各締約国は、各航空企業が附属書に従って提供する国際航空運送の運航回数及び輸送力を市場における商業的考慮に基づいて決定することを認める。いずれの一方の締約国も、このような当該航空企業の権利に反しないよう、輸送量、運航回数若しくは運航の頻度又は他方の締約国の航空企業が運航する航空機の型式を一方的に制限してはならない。ただし、国際民間航空条約第十五条の規定に適合する均等の条件の下で通関上、技術上、運航上又は環境上の理由により必要とされる場合は、この限りでない。